

第1部 環境の基本的事項

1. 山口県環境基本条例

県では、「現在及び将来の県民すべてが健康で文化的な生活を営む上で必要とする潤いと安らぎのある快適な環境の保全と創造」をめざし、環境の保全に関する基本理念等を定めた「山口県環境基本条例」を平成7(1995)年12月に制定している。

この条例では、基本理念として、「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の3つを定めるとともに、4つの基本方針に基づいて、総合的かつ計画的に環境の保全に関する施策の策定・実施を行うこととしている。

2. 山口県環境基本計画

県では、環境の保全に関する施策の大綱として、「山口県環境基本計画」を平成10(1998)年3月に策定し、これまで社会情勢の変化に応じて、第3次計画まで見直しを行いながら環境関連施策を推進してきた。

こうした中、近年では、地球温暖化に起因する気候変動や生態系への影響、マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題など、顕在化する様々な課題を背景として、「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定が採択され、また、国の第5次環境基本計画においては「目指すべき持続可能な社会」の姿として、各地域がそれぞれの特性を活かした自立・分散型社会の形成が重要であるとする「地域循環共生圏」の考え方が提唱されるなど、国内外の情勢は大きく変化している。

こうした状況に的確に対応しながら、山口県環境基本条例の基本理念を踏まえた本計画の基本目標である「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を目指し、令和3(2021)年3月に本計画を改定(第4次計画)した。第4次計画では、3つの基本方針及び6つの重点施策を掲げ、本県に関わる全ての方とのパートナーシップのもと、複数の課題を同時に解決するとともに、多面的な効果を発揮できるよう、各種取組を推進することとしている。

本計画は、県民運動の推進母体である「環境やまぐち推進会議(平成19(2007)年3月設置)」を中心に実践的な活動を進めており、県庁内の各部局で構成する「環境政策推進本部(平成10(1998)年5月設置)」が計画の進行管理や施策・事業の総合的な調整を行っている。

なお、第4次計画第2章第3節「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」は、令和5(2023)年3月に改定された生物多様性基本法に基づく国の生物多様性国家戦略を踏まえ、令和6(2024)年7月に改定した。

【山口県環境基本計画(第4次計画)の概要】

基本目標

健全で恵み豊かな環境の保全と創造
～みんなで作る環境・経済・社会が調和する
持続可能なやまぐち～

計画期間

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

基本方針

- ① 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- ② 県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ③ 「持続可能なやまぐち」を実現する人づくり・地域づくり

重点施策

- ① 気候変動対策の推進
- ② 循環型社会の形成
- ③ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
- ④ 生活環境の保全
- ⑤ 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進
- ⑥ やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

数値目標

資料参照



